

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の公布による。

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年立川市条例第54号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
13 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	……略……	13 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	……略……
		児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		……略……			……略……
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。